

第1条 (会員)

本人会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

第2条 (提携会社)

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社をMS&ADローンサービス株式会社及びMS&ADローンサービス株式会社が認めた代理店（以下総称して「MS&ADローンサービス」という）とします。

第3条 (カードショッピングの利用額の支払方法)

- (1) セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店（MS&ADローンサービス及びMS&ADローンサービスと特約している加盟店）において指定できる支払方法は一括払い・ボーナス一括払い・均等分割払いです。
- (2) (1)の均等分割払いを指定した場合、支払回数・分割払い手数料の料率は下表に基づき、お支払いいただく分割支払額合計は利用代金に分割払い手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、なお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支払回数 (回)	3	6	10	12	15	20	24	30	36
支払期間 (カ月)	3	6	10	12	15	20	24	30	36
分割払手数料の料率 (実質年率) (%)	17.40	17.51	17.55	17.55	17.55	17.55	17.54	17.53	17.51
利用代金100円あたりの 分割払手数料の額 (円)	2.91	5.17	8.22	9.76	12.10	16.06	19.29	24.22	29.26

(例) 現金価格100,000円 10回払い（頭金なし）の場合

分割払手数料 100,000円 × (8.22円/100円) = 8,200円

分割支払額合計 100,000円 + 8,200円 = 108,200円

第4条 (規約の適用等)

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 本特約を変更する場合は、会社はあらかじめ本人会員に変更事項を通知し、本人会員は家族会員に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容を通知、又は新会員特約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後1週間経過し、異議等の申し出がないときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号